

一与野南中学校生徒会会則一

第1章 総則

第1条 この会は与野南中学校生徒会という。

第2条 この会は指導教員の助言と指導により、学校生活を自治的に運営し、生徒相互の親ぶくをはかり、学校行事に即応してよい校風を作ることを目的とする。

第3条 この会は本校の生徒全員で構成する。

第2章 組織および機関

第4条 この会は、その目的を達成するために次の機関をおく。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1 生徒総会 | 2 全校委員会 | 3 専門委員会 |
| 4 各種実行委員会 | 5 部長会 | 6 本部役員会 |

第5条

- 1 生徒総会はこの会の最高議決機関であり、議長はその都度会員の中から選出する。
- 2 生徒総会は毎年1回以上開き、生徒会長が招集する。ただし全校委員会および会員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に招集する。
- 3 生徒総会は、次のことを決める。
 - (1) 会則の改廃に関すること
 - (2) 予算の決定、決算の承認
 - (3) 活動総括の承認、年間活動方針の決定
 - (4) その他、目的を達成するために必要な事項

第6条

- 1 全校委員会は、生徒総会につぐ議決機関で、次の者によって構成する。
 - (1) 本部役員
 - (2) 専門委員会委員長
 - (3) 学級委員長
- 2 全校委員会は、次のことを決める。
 - (1) 生徒会活動の全体にわたる事項
 - (2) 各種細則の決定
 - (3) 生徒総会をすすめるための事項
- 3 全校委員会は会長が招集し、議長はその都度決める。

第7条

- 1 専門委員会はこの会の執行機関で、次の部門をおく。
 - (1) 学級委員会
 - (2) 放送委員会
 - (3) 保健委員会
 - (4) 体育委員会
 - (5) 整美委員会
 - (6) 給食委員会
 - (7) 図書委員会
- 2 専門委員会の三役（委員長1名、副委員長1名、書記2名）は委員会ごとに決める。その任期は半期間とする。

	前期	後期
委員長	3年	2年
副委員長	3年	2年
書記	学年問わず	学年問わず

第8条 選挙管理委員会は特別委員会として、各学級より選出された各クラス1名の委員によって構成され、本部役員選挙の事務と管理を行う。

第9条

- 1 各部は会員の自由な研究錬磨を目的として次の部門をおく。
 - (1) 文化部
 - (2) 運動部
- 2 文化部、運動部に若干の部をおき、会員が自由なる選択によって一つの部に加入することができる。
- 3 各部は原則、部長1名、副部長1名を決める。任期は1年とする。

第10条

- 1 この会全体の事務を行うために本部をおく。
- 2 本部役員
会長1、副会長2、役員4
- 3 本部は本部役員によって構成され、次のことを行う。
 - (1) 生徒総会、全校委員会の招集、司会
 - (2) 生徒総会、全校委員会で決定した事項の処理
 - (3) 会議の準備および記録の保管
 - (4) 会則、予算書、決算書その他書類の保管
- 4 本部役員選挙は、会員の直接選挙によって行う。
- 5 本部役員任期は1年とする。
- 6 選挙に関する細則は別に定める。

第3章 会議

- 第11条 この会のすべての会議は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって議決する。

第4章 会計

- 第12条 この会の経費は、毎年会員の納入する生徒会費でまかなう。
- 第13条 予算案は会計で作成し全校委員会の承認を得て、生徒総会で決定する。
- 第14条 決算書は会計で作成し、監査を経て全校委員会・生徒総会の承認を必要とする。
- 第15条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5章 生徒会会則の改正について

- 第16条 この会則の改正には、全校委員会の3分の2以上の賛成で発議し、生徒総会において出席会員の過半数以上の賛成を得なければならない。
又、改正を求める場合は、その会則にかわる改正案を全校委員会に提出しなければならない。

第6章 付則

- 第17条 すべての会議は、指導教諭出席のもとに行い、決議した事項は学校長の承認を得て、後に施行する。
- 第18条
 - 1 この会則は昭和37年4月1日より施行する。
 - 2 この会則は平成6年6月17日改正施行する。
 - 3 この会則は平成7年6月16日改正施行する。
 - 4 この会則は平成8年6月21日改正施行する。
 - 5 この会則は平成10年度より改正施行する。
 - 6 この会則は平成16年度より改正施行する。
 - 7 この会則は平成25年度より改正施行する。
 - 8 この会則は平成29年度より改正施行する。
 - 9 この会則は平成30年度より改正施行する。
 - 10 この会則は令和6年5月24日より改正施行する。